

議員提出議案第4号

感染症法上の分類において、新型コロナウイルス感染症を現状の
新型インフルエンザ等から変更することを求める意見書案

本案を別紙のとおり提出する。

令和4年2月10日

大阪市会議長 丹野 壮治 様

提出者

山下 昌彦	辻 淳子	岡崎 太	藤田 あきら
竹下 隆	野上 らん	高見 亮	ホンダ リエ
飯田 哲史	佐々木 りえ	大内 啓治	東 貴之
木下 誠	広田 和美	片山 一步	出雲 輝英
大橋 一隆	杉村 幸太郎	梅園 周	上田 智隆
金子 恵美	藤岡 寛和	杉山 幹人	宮脇 希紀
岡田 妥知	高山 美佳	吉見 みさこ	海老沢 由紀
大西 しょういち	坂井 はじめ	くらもと 隆之	黒田 まりこ
伊藤 亜実	原口 悠介	山田 はじめ	西 拓郎
塩中 一成	橋本 まさと		

(別紙)

令和4年2月 日

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 総務大臣
厚生労働大臣 新型コロナ対策・
健康危機管理担当大臣 } 各あて

大阪市会議長 丹野 壮治

感染症法上の分類において、新型コロナウイルス感染症を現状の
新型インフルエンザ等から変更することを求める意見書

新型コロナウイルス感染症は感染症法第6条7項3号により新型インフルエンザ等感染症と位置付けられ、あらゆる場面において感染症法上の二類感染症とほぼ同等の取り扱いが求められている。これにより全数報告、就業制限、汚染された場所の消毒、入院勧告等の様々な規定が適用されている。

特に政府への全数報告や療養場所の特定が義務付けられることから、保健所に過度な負担がかかっている。全ての感染事例を把握する必要があることから、無症状も含めた全ての事例について何らかの形で保健所が対応する必要があり、その他疫学調査や入院勧告等、業務過多となるおそれがでている。

現在流行中のオミクロン株においては、様々な特例で対応しているが、欧米での感染者数から予測するに今までと桁違いの感染者数を出す可能性があり、もはやすべての感染者を保健所で対応することが、現実的にできなくなる可能性がある。適時に業務をこなせない結果、危険度の高い感染者に医療提供が遅れ、保健所を通す今の法体制がかえって市民に危険を及ぼすことになりかねない。

保健所に過度の負担をかけることにより、医療提供が遅れるようでは本末転倒である。

よって国におかれては、現在流行中のオミクロン株の感染者数の推移やリスク度を正確に分析したうえで、新型コロナウイルス感染症の取り扱いを現状の新型インフルエンザ等から、季節性インフルエンザと同じ程度の取り扱いに変更するよう要望する。

また、オミクロン株のリスク度に合わせて、現状の濃厚接触者の隔離期間の見直しや、指定医療機関中心のコロナ診療対応から地域医療を中心とした医療対応への転換、感染症法上の分類を見直した後の医療費負担の問題、積極的疫学調査の位置づけ等、早急に課題を整理し、取り得る最大限の対策を講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。